

事後審査型一般競争入札

(総合評価落札方式・施工者希望型週休2日工事)の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年9月26日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

工 事 名	令和7年度 市道梓川538号線道路改良工事
工 事 場 所	松本市 梓川梓
工 事 概 要	道路改良工事 L=127.2m W=9.0m
工 期	契約日から令和8年3月25日まで
入 札 方 法	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件とする。 入札は、予定価格以下、かつ失格基準価格以上の入札者があるまで、回数2回を限度に行うこととし、再度入札を行った場合においても該当者がいない場合は入札を終了する。
総合評価落札方式を採用する理由	入札価格に加え、価格以外の要素(企業の技術力、社会貢献、地域貢献)も総合的に評価することが適当と認められるため。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	土木一式工事 格付B級(848~1,020点)【令和7年度格付】
建設業許可	(1) 土木一式工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 (2) 下請金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合には、特定建設業許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。 (2) なお、下請金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (3) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (4) 価格以外の評価点において「技術者の施工能力」に係る項目で加点となる場合は、価格以外の評価点申請時に配置予定とした技術者の中から配置すること。 なお、契約期間中に止むを得ず配置技術者を交代する場合は、同等の資格等を有する技術者を配置すること。ただし、不慮の事故等の場合を除く。
所在地要件	松本市内に本店を有していること。
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第339号)第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
入札参加申請受付	令和7年 9月26日(金)から 令和7年10月 1日(水)まで	(1) 提出書類は「競争入札（総合評価落札方式）参加申請書」及び「価格以外の評価点申請書」とする。 (2) 松本市財政部契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。
設計図書等の閲覧等	令和7年9月26日(金)から 令和9年3月31日(水)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
設計図書等に関する質問受付	令和7年 9月29日(月)から 令和7年10月 6日(月)まで (ただし最終日は、午後3時までに 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 (2) 質問がある場合のみ、電子メール又はFAXにより送信すること。 質問書送信先：松本市 財政部 契約管財課 電子メール： keiyaku@city.matsumoto.lg.jp FAX：0263-36-2592
回答の閲覧期間	令和7年10月 9日(木)から 令和7年10月16日(木)まで	松本市入札情報システムに掲載する。 回答書は閲覧期間において、確認してください。なお、案件によっては、期間前であっても閲覧に供する場合があります。
入札日時・場所	令和7年10月16日(木) 午前10時10分から	松本市役所 契約管財課 契約室（本庁舎別棟2階）
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
価格以外の評価点公表日・場所	令和7年10月16日(木) 入札終了後 (ただし、入札不調・不落となった場合を除く)	(1) 松本市入札情報システムに掲載する。 (2) 自己の価格点以外の評価について疑義があるときは、文書により照会することができる。
価格以外の評価点疑義受付	令和7年10月17日(金)から 令和7年10月20日(月)まで (ただし最終日は、午前10時までに 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 提出方法は文書（様式は自由）により持参すること。 (2) 提出場所は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階） ※修正が生じた場合の公表日 令和7年10月21日(火) 公表場所は上記に同じ
落札候補者の決定等	(1) 落札候補者は入札価格が予定価格以下、かつ変動型基準価格以上の中で総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者を決定したときは、速やかに落札候補者へ文書等により通知する。	
入札参加資格確認申請書及び価格以外の評価点に係る確認書類の提出について	(1) 落札候補者は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2～5号）」及び価格以外の評価点に係る確認書類を提出する。 (2) 落札候補者となった日から2日以内（閉庁日を除く。）に提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。 提出場所：松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）	
落札者の決定等	(1) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から2日以内（閉庁日を除く。）に行う。 (2) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (3) 入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格、価格点及び総合評価点を算定し、落札候補者を決定する。 (4) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内（閉庁日は除く。）にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市財政部契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参により提出することとし、回答は文書により行う。 (5) 価格以外の評価点申請書において加点とした項目に係る確認ができない場合は、錯誤・虚偽等の理由の如何によらず、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格、価格点及び総合評価点を算定し、落札候補者を決定する。	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市入札情報システムにて公表する。	

（注意） 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 入札事項等

適 用 す る 制 度	松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱（ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。）
入 札 保 証 金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金・中間前払金	適用あり
部 分 払 金	適用あり

5 総合評価に関する事項

評 価 点 の 設 定	価格点 79.9点 価格以外の評価点 20.1点
総合評価点の算定方法	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点
価 格 点 の 算 定 方 法	(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、松本市総合評価落札方式実施要綱第7条の規定に基づき失格となったものを除いて算出する。 (2) 価格点は次の算式により算出する。 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第3位四捨五入2位止め}]$ ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。
価 格 以 外 の 評 価 項 目 及 び 配 点	別紙1「価格以外の評価点算定基準」とおり。 ※本工事は、技術者の施工能力に係る「担い手育成」を加点対象とする。

6 週休2日工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事として発注をする。なお、週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。

7 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市電子入札実施要綱、松本市電子入札システム利用規則及び松本市入札心得に示すとおりとする。

8 社会保険等未加入対策について

建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から下記下線部分の条項を新たに適用します。

- (1) 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

- (2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

- (3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

9 担当部課（問い合わせ先）

公 告 の 内 容	松本市 財政部 契約管財課 契約担当（松本市丸の内3番7号） TEL0263-34-8301
工 事 の 内 容	松本市 建設部 建設課 TEL0263-34-3253